

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26870716

研究課題名(和文)18世紀後期英国における国際関係思想の形成と転回 国家・帝国・コモンウェルス

研究課題名(英文)State, Empire and Commonwealth: International Thought in the Late 18th-Century Britain

研究代表者

苅谷 千尋 (KARIYA, CHIHIRO)

立命館大学・公務研究科・助教

研究者番号：30568994

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、18世紀後期ブリテンの国際関係に関わる言説について、国家、帝国、コモンウェルスの異同に留意して分析する。分析にあたっては、18世紀後期ブリテンにおいて、本国-植民地関係、国家間関係について論じたエドモンド・バークを中軸に、また『諸国民の法』を公刊したエメル・ド・ヴァattelを補助線として用いた。諸国民の法には、道徳法的性格と実定法的性格が混在しているが、実定法的性格が強く表れるとき、その言説は国家と結びつく傾向があり、帝国、コモンウェルスを排して、主権国家が国際社会の基本的な構成単位となる一要因となった。

研究成果の概要(英文)：This study considers discourse on international sphere in the late eighteenth-century Britain, especially in terms of state, empire and commonwealth. The international turn in intellectual history, which David Armitage announced in 2013, suggests the existence of arenas which "unconfined by the political boundaries of states". Based on international intellectual history, this study centers on Edmund Burke's understanding of International sphere, and uses the reception of "Le Droit des gens" (Emer de Vattel, 1758) as the touchstone of the change in the sphere. Using the law of nations, which had both roles of regulating states in their intercourse with each other and showing moral obligation of binding human beings, as means to settle international disputes promoted the superiority of state to empire and commonwealth.

研究分野：政治思想史

キーワード：国際思想史 主権国家 国際法 帝国

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者はこれまで、エドモンド・バークが、国内問題に関わる言説のみならず、帝国内の植民地間関係、あるいは国家間関係に関わる言説を非常に多く残している点に留意してきた。研究代表者のこうした問題関心は、近年、国際思想史という、(国内)政治思想史とは自覚的に区別した研究領域の存在を主張する David Armitage の一連の議論 (主に *Foundations of Modern International Thought*, Cambridge, 2013) に触発されたものである。

(2) Armitage は、思想史学の立場から、「ウェストファリア体制」や「主権国家体系」に代表される国際関係に関わる理論が 19 世紀以降の歴史的産物に過ぎず、これらの理論を、初期近代の思想家を対象とする言説分析の参照軸として用いることはアナクロニズムだと批判する。過去は現在へと単線的に繋がっているわけではない。Armitage によれば、むしろ、思想家が彼らの同時代の諸問題と知的格闘した痕跡を、言説空間の再現によって追跡することで、国家間関係に関わる豊富な水脈を発掘することにつながる。言い換えれば、「聖典化」されなかった言説 (とその意味) も組み入れた、国際関係論の再構築を目指す。

(3) Armitage 2013 は、ブリテン議会における国際法の使用法、バーク、ベンサム、アメリカ独立宣言を分析することで、18 世紀後期に、国家間関係に関わる重大な変化が生じたことを示唆するが、分析対象とする範囲が広く、また核となる概念を定位していないこともあって、18 世紀後期に生じた変化の全体像を掴み辛い。

(4) 研究代表者は、本課題を申請するのに先立ち、主権を中核に、バークの帝国論 (本国-植民地間関係) について論じ、また申請後は、バークのコモンウェルス論 (ヨーロッパ諸国内の国家間関係) に関する口頭報告を準備していた。というのは、18 世紀後期においては、現在の主要な国際社会の構成単位である主権国家のみならず、帝国、コモンウェルスという、主権国家と競合関係にある政治的共同体が存在したからである。

(5) 以上を通して、次の四点の研究上の見通しが立てられた。18 世紀後期は国家間関係の重大な転換期の一つであること、バークはこの転換に立ち合った重要な人物の一人であること、国際社会の構成単位が主権国家に限定されていなかったこと、そして思想史学を取り入れることで、初期近代の言説に潜在する「フロンティア」を開拓可能なこと。

2. 研究の目的

本研究は、上記の研究背景を踏まえ、18 世紀後期ブリテンに主に焦点を合わせ、主権国家、国家を越える空間としての帝国、そして複合性を含意するコモンウェルスに関わる諸言説について分析し、これらの競合的性格並びにその変容 (主として主権国家が他の概念に優位していく過程) を解明することを目指す。分析の基軸に置くのは、国家のみならず、帝国やコモンウェルスについても数多く論じたバークの言説である。

具体的には、第一に、バークの帝国論とコモンウェルス論の特徴を明らかにするために、他の思想家のそれと比較し、また可能である場合はバークの議論に対する応答についても検討する。この作業によって抽出された論点を踏まえ、第二に、通史的な観点からこれらの相違あるいは応答の理論的・実践的争点を明確にし、今後の課題と展望を示す。

3. 研究の方法

(1) 概要

本研究は、3 カ年という期間に、主として思想史学に依拠した文献調査によって、18 世紀後期ブリテンの国家、帝国、そしてコモンウェルスに関わる諸言説の競合的性格とその変容を、バークを中軸に置き、分析する。また、エメール・ド・ヴァッテルの『諸国民の法』の受容の有無、受容の程度、受容の偏在を、18 世紀後期の特徴を明らかにするための補助線として用いる。

分析を進めるにあたって、以下の五点に研究を分節化する。第一に、思想史、西洋史における帝国及びコモンウェルスに関する最新の研究を整理すること、第二に、「ヴァッテル的モメント」以前の、国家、帝国、コモンウェルスについての議論の特徴を把握すること、第三に、バークの帝国論とそれに対する同時代人の応答を追跡、あるいは比較すること、第四に、バークのコモンウェルス論とそれに対する同時代人の応答を追跡、あるいは比較すること、その上で、第五に、帝国とコモンウェルスという超国家的な政治空間において主権概念がどのような役割を果たしていたかについて考察することである。

(2) 研究第一年度におこなった具体的内容

第一に、従来、断片的に蓄積されてきた帝国やコモンウェルスに関わる思想史学、歴史学研究的知見を整理した。また、Armitage ら、初期近代の国家間関係に関わる諸言説を、国際思想史として統一的に把握しようとする研究群についても、同様の整理をおこなった (なかでも、Stéphane Beaulac, *The Power of Language in the Making of International Law*, Martinus Nijhoff Publishers, 2004; Emmanuelle Jouannet, *The Liberal-Welfarist Law of Nations*, Cambridge, 2014 の 2 点を重要な研究と位置づけた)。バークを中軸とはしないこれら研究群において、バークがどのように位置づけ

られ、解釈されているのかについて、見通しを得た。また、これらいずれの著作においても、Jouannet が「ヴァッテル的モメント」と呼ぶパラダイムを注視していることがわかった。

第二に、パークの帝国やコモンウェルスに関わる言説、言語操作について、今一度、把握した。また、ヴァッテルの『諸国民の法』のうち、とりわけ本研究の分析視点と関わる条項や言説が何かについて検討した。

第三に、ヴァッテルの『諸国民の法』が公刊される以前に、国内の植民地間関係、あるいは国家間関係がどのような概念によって把握されていたのかを知るために、ダヴナントとポリングブルックの国際関係に関わる一次資料を読解した。

以上に関連して、関連文献や資料の購入・収集をおこなった。

(3) 研究第二年度におこなった具体的内容

研究第二年度は、大まかに次の 3 つの研究を行った。

第一に、初年度はヴァッテルの『諸国民の法』受容以前に当たる、18 世紀前期のブリテンの「帝国」と「コモンウェルス」についての言説を整理したが、第二年度は、研究計画に従い、受容後に当たる、アダム・スミスとペインの一次資料（主にアメリカ革命について）を読解した。

第二に、初年度におこなった国際思想史学の研究動向の把握に基づき（主として Armitage 2013; Jouannet 2014）、諸国民の法に内在する二つの性格——自然法と実定法——の表れの相違、言い換えれば natural law と law of nations の分岐に着眼する国際思想史研究の視角を取り入れ、パークの自然法や諸国民の法論を再検討した。自然法に言及するのであれ、諸国民の法に言及するのであれ、パークの語法は、文脈依存的で、道徳的性格をもつ場合もあれば、実定法的性格をもつ場合もある。本研究の課題に鑑みて、とりわけ後者に比重を置き分析を進めたが、条約締結の主体など構成要件の主体として国家の存在が強調されること（帝国、コモンウェルス、あるいは東インド会社に比して）彼らが国家間関係について議論する際に、国王と議会の複雑な権限関係が念頭にあったことがわかった。

第三に、課題申請時においては必ずしも明示できていなかった、パークのインド論を再検討した。この再検討は、上述のアダム・スミスの一次資料の読解の中で、パークとスミスの東インド会社論批判の相違点が、先行研究で必ずしも十分に論じられていなかった点を含み、なおかつ、本研究が扱う「帝国」の特性の解明に大きく資すると判断したため、特にエフォートを割いて研究した。

(4) 研究第三年度におこなった具体的内容

最終年度は、前年度に研究の焦点を絞った次

の二つのテーマを継続的かつ発展的に分析した。

一つは、Armitage の論考に大きく示唆を受けた、自然法と諸国民の法の分岐に着眼する国際思想史研究の視角である。パークの自然法、諸国民の法論を中核に置きつつ、同時代のブリテンにおいて国際法について論じたジェイムズ・マッキントッシュならびにロバート・ウォードとの共通点と差異について検討した。本課題の申請時においては、ペイン、スミスとの比較によって、パークの国家間関係や本国-植民地間関係に関わる議論の特徴が十分に明らかとなると想定していたが、第二年度の研究によって、軌道修正する必要があると思われたためである。研究対象とする時期が、やや 18 世紀末に偏重するが、マッキントッシュとウォードをその対象に加えることが、本研究の課題の解明に資すると判断した。

また、上述の具体的研究を通して、国家が、実定的な諸国民の法に依拠して、対外主権を確立、正当化していく過程において、国家は、帝国あるいはコモンウェルスにはない国家間関係の唯一のアクターという特権的性格を得たことを、部分的、一側面的ではあるが、明らかにした。ただし、一方で、初期近代ヨーロッパの一部の諸国が「条約による帝国」拡大を為しえたことも無視できない。この点は、部分的には、次の第二のテーマであるパークのインド論の再検討で扱った。

第二に、18 世紀後期ブリテンにおいて、帝国問題（本国-植民地問題）の主戦場は、インドであった。本研究にとってもっとも重要な点は、パークのブリテン帝国構想において、インドがどのような形で位置づけられているか、諸国民の法はその際に役割を果たすのか、果たすとすればそれはどのような役割かという点である。

最終年度は、彼の初期の論考である「第九報告書」を素材に、彼が明確に貿易と自治という観点をもって帝国を構想した点を明らかにした（27 年度に研究したパークとスミスの観点の相違を、主要な論点の一つに取り入れた。少なくともこの時点において、パークは、諸国民の法を、帝国拡大を正当化する論拠として提示していない）。また、パークがインドについて論じるにあたって、諸国民の法あるいは主権といった概念を、いつ、どのように用いたのかについても検討した。パークは東インド会社が条約締結の主体とはなり得ないことを繰り返し主張した。もっとも諸国民の法を明示的に（それも自然法とは明らかに異なる実定法的意味で）用いたのは、フランス革命以後に限定されることが明らかとなった。

最後に、パーク研究は、近年、大きく進展している。その代表といえる Richard Bourke の *Empire and Revolution* をはじめとする研究動向において、本研究の採用する視点と共有可能な分析を整理した。関連して、従来、

バーク研究に援用されてきた保守主義という分析視角の妥当性についても改めて検討した。

4. 研究成果

(1)概要

本研究は、申請計画に即しておおむね予定通り進捗し、バークあるいはヴァッテルを中軸として、主権国家、帝国、コモンウェルスに関わる諸言説について分析し、これらの競合的性格並びにその変容を分析し、以下の成果を得た。

だが、公刊という観点でいうと、目下のところ、バークに依拠した研究成果に留まり、他の思想家の諸言説を組み合わせた研究成果を公表できていない。また、思想史的知見から、国家間関係に関わる理論的、実践的争点の提示を計画していたが、現時点では構想に留まっている。

最後に、残された研究課題について。革命フランス政府が革命の名のもとに進めた「主権侵害」への法的応答が、主権国家が、帝国、コモンウェルスに優位する過程において重要な役割を果たしているとの見通しを得た。今後の研究課題としたい。

(2)研究第一年度の研究成果

研究の初年度である26年度は、「具体的な作業」で記したとおり、ヴァッテルの『諸国民の法』以前に、国家間関係、本国-植民地間関係がどのような言説で論じられていたのかを、ダヴナントとボリンブルックの一次資料を読解して探索した。また同時に、一次資料による分析と、二次資料による同時代の主権論についての整理・検討を、どのように交錯させ、分析のフレームワークとするかについても検討した。これらの作業について論文や口頭発表などの形で研究成果をとりまとめる作業は、次年度の課題として残された。

また、18C House of Commons Parliamentary Papers (電子データベース)を用いて、「帝国」「主権」「コモンウェルス」のキーワードで検索を行い、著名な思想家だけでなく政治家がどのような言葉の使い方をしていたのかについて把握すべく、リストの作成に着手した。

(3)研究第二年度の研究成果

27年度は、「具体的な作業」で記したとおりの研究成果を得たが、なかでも、諸国民の法に内在する二つの性格の表れの相違に着目して、バークの言説分析に努めた。こうした研究成果の一部を、学会、研究会での発表、学会誌への投稿、書評という形で公表した。また、課題申請の時点から、本研究の主要な先行研究の一つとして位置づけていた Armitage 2013 の訳書を書評し、公刊した。

(4)研究第三年度の研究成果

最終年度に当たる28年度は、「具体的な作業」

で記したとおりの研究成果を得たが、なかでも、帝国(本国-植民地間関係)についてのバークのユニークな特徴について論じた論文を公刊した。バークのプリテン領インドについての考察の変遷を追うなかで、晩年のバークの諸国民の法への言及が実定法的な性格を伴っていることを明らかとした(論文として公刊準備中である)。また、近年のバーク研究を代表する Richard Bourke, *Empire and Revolution* (Princeton, 2015) の書評を公刊した。

プリテンのコモンウェルスについて精力的な研究をおこなっている岩井淳教授(静岡大学)の演習や国際関係学系の研究会に参加するなど、思想史学外の研究グループとの交流し、意見交換をおこなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

(1) 苅谷 千尋、「書評：Richard Bourke, *Empire and Revolution: The Political Life of Edmund Burke*, Princeton University Press, 2015」、『イギリス哲学研究』(日本イギリス哲学会) 査読なし(依頼あり) 第40号、88-89頁、2017年。

(2) 苅谷 千尋、「エドマンド・バークと帝国の言語」『第九報告書』(1783年)をめぐって、『思想』、岩波書店、査読なし、第1110号、29-51頁、2016年。

(3) 苅谷 千尋、「書評：デイヴィッド・アーミテージ『思想のグローバル・ヒストリー ホップズから独立宣言まで』(平田雅博訳、法政大学出版局、2015年)」、『イギリス哲学研究』(日本イギリス哲学会) 査読なし(依頼あり) 第39号、105-107頁、2016年。

〔学会発表〕(計1件)

(1) 苅谷 千尋、「バークのインド統治論 政治経済学と古来の国制論の言語」、日本イギリス哲学会第40回研究大会、2016年3月29日、学習院大学目白キャンパス(東京都豊島区)。

〔図書〕(計1件)

(1) 苅谷 千尋 他「インド論」中澤信彦・桑島秀樹編『バーク読本 保守主義の父 再考のために』昭和堂、69-90頁、2017年(印刷中)。

6. 研究組織

(1)研究代表者

苅谷 千尋 (KARIYA, CHIHIRO)
立命館大学・公務研究科・助教
研究者番号：30568994

(2)研究分担者
該当なし

(3)連携研究者
該当なし

(4)研究協力者
該当なし